

○長崎県市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程細則

〔 令和 6 年 3 月 1 3 日 〕
〔 細 則 第 9 0 号 〕

改正

令和 6 年 3 月 1 3 日細則第 9 0 号

(目的)

第 1 条 この細則は、長崎県市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程（平成元年規程第 1 1 2 号。以下「規程」という。）第 8 条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第 2 条 理事長は、勤務延長（規程第 4 条第 1 項の規定により引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合又は同条第 2 項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。同条第 4 項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における規程第 4 条第 3 項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。同条第 4 項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

(管理職への任用の制限の特例)

第 3 条 理事長は、異動期間（規程第 5 条第 1 項に規定する異動期間をいう。）を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。規程第 6 条第 4 項に規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 規程第 6 条第 3 項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

(定年前再任用)

第 4 条 規程第 7 条に規定する細則で定める情報は、定年前再任用（規程第 7 条第 1 項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者（以下この条において「定年前再任用希望者」という。）についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 理事長は、定年前再任用希望者に、次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の 1 週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

3 理事長は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。

附 則
(施行期日)

1 この細則は、公布の日から施行する。

(暫定再任用)

2 長崎県市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程の一部を改正する規程（令和5年規程第308号。以下「改正規程」という。）附則第2項及び第6項に規定する細則で定める情報は、暫定再任用（改正規程附則第2項及び第6項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされることを希望する者（以下この項において「暫定再任用希望者」という。）についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

3 理事長は、暫定再任用希望者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

4 改正規程附則第5項、改正規程附則第7項において準用する改正規程附則第5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

5 理事長は、暫定再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付するものとする。